

監査報告書

令和 3年 5月 26日

学校法人新潟総合学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人新潟総合学園

監事 平 要志和 ⑩

監事 村山 雄亮 ⑩

私たちは、学校法人新潟総合学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和2年度(令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで)における財産書類(貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び収益事業に係る貸借対照表、損益計算書)を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上